

## 建設業者監督処分情報

### 1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社橋本工業	代表者氏名	橋本 正行
主たる営業所の所在地	高知県高知市春野町仁ノ3395		
許可番号	高知県知事(般一22) 第7503号	許可を受けている建設業の種類	土、と、石、鋼、 舗、し、水

### 2 処分に関する事項

処分年月日	平成27年11月16日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第29条第1項第2号（同法第8条第13号該当）		
処分の内容			
<p>1 建設業法第29条第1項第2号に基づく許可の取消し</p> <p>2 取消しをする建設業</p> <p style="padding-left: 2em;">土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業</p>			
処分の原因となった事実			
<p>有限会社橋本工業について、高知県警察本部組織犯罪対策課への「建設業及び宅地建物取引業等からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除対象者の該当性の照会等、必要な調査を実施した結果、元役員が、建設業法第8条第9号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者である「暴力団員等」に該当すると認められる。</p> <p>また、元役員は、平成27年4月以降も、有限会社橋本工業の実質的な経営者であり、その事業活動を支配していることが認められる。</p> <p>以上のことから、有限会社橋本工業は、同法同条第13号に規定する「暴力団員等がその事業活動を支配する者」と認められ、同法第29条第1項第2号に規定する許可の取消事由に該当する。</p>			
その他参考となる事項	-		